

食品表示基準の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
(1) 「栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除」 関係 (9項目)	
賛成。(同旨意見ほか4項目)	御意見として承ります。
栄養強化目的で使用した食品添加物については当該成分の栄養成分表示の義務化を検討すべき。	「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号消費者庁食品表示企画課長通知)において、「栄養強化の目的で添加物を使用する食品は、当該強化した栄養成分の量を栄養成分表示に表示することが望ましい」旨を示しております。
栄養強化目的で使用した食品添加物については当該添加物の物質名表示を義務化すべき。	添加物については、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項において、食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、物質名を表示しなければならないとしております。 なお、添加物の表示において認められている簡略名又は類別名の使用は可能ですが、一般に広く知られているものとして指定しています。
栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除に伴い、消費者に対する添加物の理解度向上に向けた取組に注力されたい。	引き続き制度の周知・普及に努めてまいります。
食品添加物について、その用途を明確に表示するための表示方法を新たに検討すべき。	用途名表示の在り方については、令和元年度に開催した「食品添加物表示制度に関する検討会」において議論され、複数の機能を持つ添加物の用途名は事業者による差が生じやすく、消費者が用途について誤認するおそれもあること等から現行制度を維持することが適当であるとまとめられています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
(2)「栄養素等表示基準値等の改正」関係 (10 項目)	
別表第 10「栄養素等表示基準値」及び別表第 12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」の改正に賛成。(同旨意見ほか 3 項目)	御意見として承ります。
別表第 9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」のうち、「食物繊維」について、0 と表示することができる量の規定を追加したことは、実際に含まれているものを含まれていないように誤認させるものであることから反対。 (同旨意見ほか 1 項目)	令和 5 年度に国内 7 か所の分析試験機関において、9 種類の栄養成分に関する分析試験を行い、食物繊維については、大きな試験室間誤差が生じることが明らかとなりました。 食物繊維の量については、食品表示基準において推奨表示事項として、表示することを推奨していますが、低含有量である場合に、その測定誤差が大きいため表示することができない等の問題が生じている可能性があります。 そのため、今般の改正は、他の義務及び推奨表示事項の栄養成分等と同様にコーデックス委員会のガイドラインを参考に、①許容差の範囲を見直し、②0 と表示することができる量の規定を追加するものとなります。 今般の改正によって、食品関連事業者の実行可能性を高めることにより、食物繊維の量が表示される食品が増えることで、消費者が食品を選択する際の情報が増えることが期待されます。
別表第 10「栄養素等表示基準値」の改正について、経過措置期間中に、改正前後のどちらの基準を用いているのか消費者に誤認がないように計らいたい。	平成 27 年に食品表示基準を制定した際、新旧の栄養素等表示基準値が混在してしまうことから、「栄養素等表示基準値 (2015)」等、日本人の食事摂取基準 (2015 年版) を基にしていることが分かるような表示をすることが望ましい旨を通知(「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知)) しました。今般の改正においても、同様に対応してまいります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>別表第 10「栄養素等表示基準値」に規定されている栄養素等表示基準値の改正と同時に、今般の調査事業の結果を踏まえ、別表第 11「機能を表示できる栄養成分について」の第 3 欄に掲げる栄養機能食品に係る「栄養成分の機能」の記載事項、第 4 欄に掲げる栄養機能食品の基準値に係る「上限値」を改正すべき。(同旨意見ほか 1 項目)</p>	<p>栄養機能食品については、栄養成分の機能表示だけでなく、栄養成分の上・下限値や摂取をすする上での注意事項も規定されています。そのため、調査事業等で見直しを終了した規定から五月雨に改正することは食品を製造する食品関連事業者等にとって過度な負担となることが予想されるため、今後、これらの規定をまとめて改正することとします。</p>
<p>栄養素等表示基準値について、頻繁な改正により消費者の混乱を招くおそれがあることに留意し、今後、当面の間は、改正すべきではない。</p>	<p>栄養素等表示基準値の根拠である日本人の食事摂取基準については、従前 5 年ごとに見直しが行われているため、頻繁な改正は想定されませんが、御意見として承ります。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(3) 「個別品目ごとの表示ルールの見直し」関係 (32 項目)	
横断的な基準に合わせる方向で見直すこととする今回の改正方針に賛成。(同旨意見ほか4項目)	御意見として承ります。
別表第3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「冷凍ハンバーグステーキ」及び「チルドハンバーグステーキ」における「食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が50パーセントを超え」の規定、別表第19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における「衣の率又は皮の率」は、品質を見極める上で重要であり、個別的義務表示事項から削除することに反対。(同旨意見ほか1項目)	御指摘の旨につきましては、令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにおける、横断的な基準に合わせることを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討するという基本方針に沿って、個別品目ごとの表示ルール見直し分科会(以下単に「分科会」という。)にて議論を行いました。その議論において、調理冷凍食品については、衣の率や皮の率の表示義務がある一方で、惣菜のエビフライやぎょうざには、そのような表示のルールはなく、一部の品目にだけ課せられたルールがあるのは、消費者が表示を比べて選択しようとした場合に比較ができず、表示が活用できていない旨の意見がありました。また、現時点において特定の品目にだけ義務を課す合理的な理由がない旨の意見があったため、これらを踏まえて廃止することとしたところです。
別表第22「個別の食品に係る表示禁止事項」のうち「調理冷凍食品」、「チルドぎょうざ類」の規定を削除し、解釈に幅のある第9条の横断的な表示禁止事項のみを表示禁止事項の根拠とすることに反対。	
別表第19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における「衣の率又は皮の率」の削除など、個別的義務表示事項から削除する改正に関して、消費者の不安を払拭するための取組に注力されたい。	引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。
個別品目の表示ルールに係る今回の改正に伴い、業界の公正競争規約等を改正する必要がある場合には、消費者庁は適正な指導をされたい。(マーガリン類)	御意見を踏まえ適切に対応してまいります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>コーデックスや EU 並みの原材料%表示の実現に向けた検討を行うとともに、その検討時期を明示すべき。</p>	<p>令和 5 年度の食品表示懇談会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の量的表示や、原材料や添加物の表示方法、包装前面栄養表示（FOPNL）等も含めた諸外国との表示制度の整合性について ・個別品目ごとの表示のルールについて ・食品表示へのデジタルツールの活用について <p>等の論点が抽出され、これらの議論を踏まえた上で、令和 6 年度は、個別品目ごとの表示のルールと、食品表示へのデジタルツールの活用について、懇談会の下に分科会を設置し検討することが取りまとめられました。二つの分科会での検討に目途がついたところで、諸外国との表示制度の整合性も含め、懇談会において今後の議論の進め方について検討する予定です。</p>
<p>別表第 3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」の「魚肉ハム」について、材料となる食肉の範囲から「山羊肉」と「家兎肉」を削除した改正については、そもそも、この範囲を撤廃することにより範囲を拡大すべき。</p>	<p>定義を残す以上、材料となる食肉の範囲は規定する必要があることから、業界の使用実態も踏まえて整理した上での改正案となっています。</p>
<p>個別品目の表示ルールに係る今回の改正によって規定がなくなった事項については、その具体的な表示方法等について、通知等で明確化するべき。（調理冷凍食品、マーガリン類、原材料における「香辛料」や「糖類」の表示方法） （同旨意見ほか 3 項目）</p>	<p>香辛料の取扱いについては、食品表示基準 Q & A で示しております。糖類の表示については、改正のどの部分を指しているのか、御意見の趣旨が必ずしも明確ではないため、回答は差し控えます。</p>
<p>個別品目の表示ルールにおける「マカロニ類」の定義等について、「パスタ類」に変更してはどうか。</p>	<p>分科会において、委員からは、マカロニよりもパスタの方が消費者にとっては分かりやすい旨の意見もありましたが、一方で、業界からは、マカロニ類という用語が定着しており、現状維持を望む声もあり、分科会の結論としては、定義の修正はしないということになりました。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
別表第3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「農産物缶詰又は農産物瓶詰」において、「生鮮な」や「完熟した」の規定は削除すべきでない。	食品表示基準別表第3の定義は容器包装に表示する内容について、その範囲を定めるためのものであり、当該定義は、食品の規格を定めるものではありません。したがって、どのような原材料を使用するかについては、事業者が判断することになります。また、業界団体の意見も踏まえ、分科会の結論としては今回の改正案となっております。
別表第3「食品表示基準の対象となる食品に係る定義」のうち「パン類」において、「イースト」の規定を「パン酵母」に改正することについては、「パン酵母(イースト)」と規定すべき。	イーストとパン酵母は同義であり、定義自体に実質的な内容の変更はありません。
別表第4「横断的義務表示事項に係る個別のルール」のうち、「ハム類」、「ソーセージ」については、現在、慣習として「原材料名」として表示されていないケーシングの表示を義務化すべき。	「ハム類」・「ソーセージ」については、個別品目の表示ルールの見直しと同時期にJAS規格の定義について見直しを検討すると承知しているため、その部分のみ平仄を合わせた修正を行っております。「ハム類」・「ソーセージ」の見直しについては、引き続き分科会で議論を行っていく予定です。
個別品目の表示ルールの検討においては、輸入品や公正競争規約の範囲外の事業者が製造する食品へ対応するためには、個別品目の表示ルールが必要であることについて十分留意すること。	御意見として承ります。
個別品目の表示ルールに係る今回の改正事項について、施行前又は経過措置期間中に従前の方法で表示したものは、経過措置期間終了後に販売されたものであっても、食品表示法の違反とはならないようにすべき。	令和12年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品については、改正後の食品表示基準の規定にかかわらず、従前の表示であっても違反となることはありません。
個別品目の表示ルールに係る今回の改正事項について、経過措置期間終了後であっても従前の表示が可能となるよう運用してほしい。	改正後の法令に基づいて適切に表示いただくようお願いします。
品質事項だけでなく、今後、衛生事項についても見直しを行うべき。(同旨意見ほか1項目)	品質事項の検討の進捗も見ながら検討してまいります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>今回の改正事項について、自治体で制定している食品表示に関する条例も併せて改正すべき。 (同旨意見ほか3項目)</p>	<p>自治体条例の改正については、自治事務の範囲であり、消費者庁からのコメントは差し控えます。 なお、本改正の検討状況については、自治体に対して適切にお知らせしています。</p>
<p>品目ごとに施行時期等が分散することを防ぐため、全ての品目の検討が終わった際に一斉に改正すべき。(同旨意見ほか2項目)</p>	<p>個別品目の見直しにつきましては、改正を先延ばしにする合理的な理由がないことから、検討を終えたものから順に改正を行っているところです。 なお、経過措置期間につきましては、令和5年度食品表示懇談会の取りまとめを踏まえ、施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるために更に期間を設ける観点から、その時期を令和12年4月1日としたものです。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(4) 経過措置期間関係 (12 項目)	
諸改正事項の経過措置期間について、完全施行日を統一すべき。	類似の事項の改正に当たっては、通常、2年間程度の経過措置期間を設けているところですが、本改正においては、令和5年度食品表示懇談会の取りまとめを踏まえ、施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせ、実施時期の予見可能性を高めるために更に期間を設ける観点から、その時期を令和12年4月1日としたものです。
諸改正事項の経過措置期間について、五月雨式に終了することのないよう配慮すべき。	
諸改正事項の経過措置期間を十分にとることで、事業者がそれぞれの改正事項に同時かつ柔軟に対応できるよう配慮すべき。(同旨意見ほか1項目)	
栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除に係る経過措置期間について、5年間ではなく3年間にすべき。	
別表第19「一般用加工食品の個別的表示事項」のうち「調理冷凍食品」における個別的義務表示事項の改正に係る経過措置期間については、賞味期限が長いこと、包材の変更、顧客への周知等に時間を要することを踏まえ、公布後5年間(令和8年4月1日の施行後4年間)ではなく7年間にすべき。	
別表第10「栄養素等表示基準値」及び別表第12「栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値」の改正に係る経過措置期間について、配合設計の変更、包材の変更等に時間やコストを要することを踏まえ、3年間ではなく5年間(又はそれ以上)にすべき。(同旨意見ほか4項目)	
業務用加工食品の個別品目の表示ルールに係る経過措置期間については、賞味期限が長い事を踏まえ、「までに販売」ではなく、一般用加工食品と同様に、「までに製造され、加工され、又は輸入される」日とすべき。	業務用加工食品については、個別品目ルールは適用されておりません。

御意見の概要	御意見に対する考え方
(5) その他の今回の制度改正に対する御意見 (6項目)	
今回の諸改正におおむね賛成。	御意見として承ります。
食品表示の変更に計画的に対応できるよう、食品表示に係る見直しの当面の検討・改正方針を示されたい。	<p>令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにおいて、今後、食品表示の検討を行うに当たって、踏まえる必要がある事項として、以下のとおり示されたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸外国との表示制度の整合性について (2) 個別品目ごとの表示ルールについて (3) 食品表示へのデジタルツールの活用について (4) 改正内容の施行時期について (5) 食品表示制度の消費者への周知について (6) 各検討事項の議論の進め方について <p>また、当該懇談会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の量的表示や、原材料や添加物の表示方法、包装前面栄養表示 (FOPNL) 等も含めた諸外国との表示制度の整合性について ・個別品目ごとの表示のルールについて ・食品表示へのデジタルツールの活用について <p>等の論点が抽出され、これらの議論を踏まえた上で、令和6年度は、個別品目ごとの表示のルールと、食品表示へのデジタルツールの活用について、懇談会の下に分科会を設置し検討することが取りまとめられました。二つの分科会での検討に目途がついたところで、諸外国との表示制度の整合性も含め、懇談会において今後の議論の進め方について検討する予定です。</p>
今回の諸改正について、消費者への周知・普及に注力されたい。	引き続き、制度の周知・普及に努めてまいります。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>個別品目ごとの表示ルールの見直しについては、全ての品目のヒアリングを行った上で、横断的義務表示事項の課題として明らかになったものと併せて改正すべき。</p>	<p>今般の個別品目の見直しにつきましては令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにおいて、大きな方向性として、合わせられるところは合わせていくということが示されていることを</p>
<p>個別品目の表示ルールの検討において、横断的義務表示事項の課題として明らかになったものについては丁寧に議論すべき。</p>	<p>踏まえ、品目ごとに経緯や実態を踏まえた検討を行ったところですが、今後、品目に共通する課題が出てくれば、横断的義務表示の課題として議論する必要があると考えております。</p>
<p>食品表示懇談会は、単に「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」での検討結果を確認するだけでなく、食品表示全体を俯瞰した議論・確認を行うための時間を確保すべき。</p>	<p>令和5年度食品表示懇談会の取りまとめでは、今後の食品表示が目指す方向性について議論された結果、個別品目ルールをなるべく横断ルールに合わせると示されたことから分科会で議論しているところです。また、分科会での議論の結果については、親会である食品表示懇談会へ報告しました。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(6) 制度改正に対する御意見であるが、内容以外についての御意見 (7 項目)	
<p>年末年始を跨ぐ意見募集期間の設定はいただけない。実質的に募集期間を短縮していないか。期間延長も検討すべきではないか。</p>	<p>意見公募手続の意見提出期間については、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 3 項において 30 日以上とされているところ、本意見公募では年末年始の休日に鑑み、意見提出期間を 36 日間に延長しております。</p>
<p>条文案上では、調理冷凍食品の施行日は令和 8 年 4 月 1 日で、経過措置期間が令和 12 年 3 月 31 日までと規定されている一方で、意見募集要領には「5 年間の経過措置をそれぞれ設ける」と記載されていることを踏まえると、経過措置期間は令和 13 年 3 月 31 日までと捉えられる。どちらが正しいのか。(同旨意見ほか 2 項目)</p>	<p>類似の事項の改正に当たっては、通常、2 年間程度の経過措置期間を設けているところですが、本改正においては、令和 5 年度食品表示懇談会の取りまとめを踏まえ、施行時期や経過措置期間の終了時期を極力合わせ、実施時期の見可能性を高めるために更に期間を設ける観点から、その時期を令和 12 年 4 月 1 日としたものです。</p>
<p>別表第 9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」の改正に係る経過措置期間はいつまでか。</p>	<p>施行日については、事業者に新たな対応を求める改正事項については当該経過措置を設けていることを踏まえ、公布日に施行することとしました。</p>
<p>別表第 3 の「食品」の欄における「農産物缶詰又は農産物瓶詰」の項について、「農産物缶詰又は農産物」となっているので修正すべき。(同旨意見ほか 1 項目)</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(7) 今回の改正事項のうち、個別事例に関する確認（4項目）	
<p>別表第9の「測定及び算出の方法」について、日本食品標準法（八訂）に準じた方法に変更する予定はあるのか。</p>	<p>栄養成分等に係る食品表示基準別表第9第3欄の方法については、食品表示基準及び「食品表示基準について」の別添「栄養成分等の分析方法等」（以下「分析等通知」という。）に記載されているところ、</p> <p>①分析等通知に記載されている方法以外の方が、より定量に適している場合があるなど、従前運用上の課題が指摘されていたこと</p> <p>②文部科学省において日本食品標準成分表の改訂が行われ、新たな栄養成分等の分析方法等が追加されたこと</p> <p>を踏まえ、令和2年度に「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査検討事業」を実施し、事業者の実行可能性や都道府県等における検証可能性も踏まえつつ、現行の食品表示基準における分析方法等の改善点等を整理しました。</p> <p>今回の改正は、当該調査事業において対応が必要とされた分析方法等の追加を行うものです。したがって、必ずしも、日本食品標準成分表（八訂）に掲載されている全ての分析方法等を食品表示基準 別表第9第3欄に掲げる「測定及び算出の方法」に位置付けるものではありません。</p>
<p>パン酵母以外の酵母発酵を利用して製造したものは、パン類には該当しなくなるという理解で良いか。</p>	<p>イーストとパン酵母は同義であり、定義自体に変更はありません。御質問については、どのようなものを使用しているか明確でないため、回答は差し控えます。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>マーガリン類の油脂含有率の定義において、「油脂」の対象に乳及び乳製品が含まれることを明確にしてほしい。バターやバターオイルが食品表示上、食用油脂に含まれない中で、食品表示基準別表第3のマーガリンの定義中の油脂含有率の書きぶりで解釈に混乱が生じている。バターやバターオイルの油分がマーガリン類等の油脂含有率には含まれることを明確にするため、食品表示基準 Q&A 等に具体的な記載をお願いしたい。</p>	<p>個別の品目にのみ関係する内容は食品表示 Q & A の記載としてそぐわないと考えています。なお、今回、「マーガリン類」については、定義について改正したわけではないため、定義の取扱いは、従前のものから変わるわけではありません。</p>
<p>今回廃止される個別表示ルールのうち、別表第4（個別ルール）の名称（例：マカロニ類のパーミセリー）、別表19（追加的な表示事項）（例：マカロニ類の調理方法）については、事業者が消費者の利便性維持や分かりやすい情報提供を目的として、経過措置期間終了後も従前の表示方法で表示することは可能か。</p>	<p>マカロニ類の定義に当てはまらないものをマカロニ類と表示はできませんが、その食品を表す最も一般的な名称であるならば、パーミセリーと表示して差し支えありません。また、調理方法についても、消費者にとって特に有益な情報であるならば、これまでどおりの表示をしていただいて差し支えありません。</p>